

目次

第1部 金融商品と投資

第1章 金融と金融商品取引	2
1 金融とは何か	2
2 金融商品取引の概要	2
3 預貯金	4
〈コラム1〉 郵便局は銀行の一種／5	
〈コラム2〉 ペイオフ／6	
4 債券（国債、社債など）	6
(1) 概要	6
(2) 国内債と外債	7
〈裁判例1〉 マイカル債集団訴訟事件／8	
(3) 債券の信用リスクと格付け	8
(4) 債券の価格と金利の関係	9
(5) 特殊な社債	9
(6) 債券の取引方法	9
5 投資信託	10
(1) 構造と特徴	10
(2) 分類	12
〈コラム3〉 リスク分類／14	
(3) コスト	15
(4) 販売窓口	16
(5) 分配制度	16

6	株 式	17
	〈コラム4〉 未公開株詐欺／18	
7	デリバティブ取引	19
	(1) 概 要	19
	(2) 先物取引	20
	〈コラム5〉 国内の商品取引所の変化／22	
	〈コラム6〉 株価指数先物取引と国債先物取引／22	
	(3) 先渡し取引（店頭先物取引）	23
	(4) オプション取引	24
	(5) スワップ取引	26
8	仕組商品	28
9	上場投資証券（ETN）	29
	〈コラム7〉 S&P500VIX インバース ETN／30	
10	保険・共済	30
11	集団投資スキーム持分	31
12	暗号資産（仮想通貨）	31
	〈裁判例2〉 MTGOX（マウントゴックス）事件／32	
13	その他	33
	〈コラム8〉 マイナス金利と金融商品／33	
第2章 金融商品取引の社会的意義		34
1	赤字主体と黒字主体	34
2	資本市場の機能	34
3	投資サービス関連法の「目的」規定	36
4	デリバティブ取引の存在意義	37
	(1) デリバティブ取引と資本市場機能	37
	(2) リスクテイクのデリバティブ取引、デリバティブ商品の存在 意義	39

第3章 運用としての金融商品取引……………42

- 1 「宵越しの金は持たない」で大丈夫か……………42
- 2 経済的背景……………43
 - (1) 預金の定着……………43
 - (2) バブル経済とその崩壊……………44
 - (3) 「貯蓄から投資へ」の誘導……………44
 - (4) 預貯金の退場……………45
 - (5) 規制緩和で預貯金以外の金融商品が身近に……………46
 - (6) 経済的視点と法的視点……………47
- 3 金融商品保有の現状……………47

第4章 投資に対する考え方（投資する立場から）……………49

- 1 投資に対する考え方——消費者の場合……………49
 - (1) 貯蓄、投資、投機、賭博……………49
 - (2) 金融商品選択の基準……………50
 - (3) 投資しないという選択……………50
 - (4) 投資先を意識する投資……………51
 - 〈コラム10〉 CSR と SR／52
 - 〈コラム11〉 ESG 投資の広がり／53
 - 〈コラム12〉 消費者市民社会／55
 - (5) 利益最優先投資……………56
 - (6) 機械的投資（AI 投資と HFT）……………57
 - 〈コラム13〉 投資—任型／58
 - (7) 投機と賭博……………58
- 2 投資に対する考え方——公益性のある法人の場合……………59
 - (1) 多様性……………59

(2) 公益性を有する法人と投資	60
(3) 公益財団法人	60
(4) 学校法人	61
(5) 地方公共団体	62
3 投資に対する考え方——機関投資家の場合	63
(1) 機関投資家と投資	63
〈コラム14〉 質の高い企業統治を判断するための指標	63
(2) 日本版スチュワードシップ・コード	64
〈コラム15〉 コーポレートガバナンス・コード	66
4 投資に対する考え方——銀行等の金融機関の場合	66
〈裁判例3〉 岡山市民信金事件	67
第5章 投資の基礎と投資被害	68
1 投資の基礎	68
(1) 投資の基本理念	68
〈コラム16〉 分散投資	69
〈コラム17〉 「100-年齢」説	70
(2) リスクの種類	70
(3) 投資理論	70
(4) 投資とコスト	72
〈コラム18〉 金融商品とほかの物品との違い	73
(5) 投資と税金	73
(6) 個人の資産形成	76
2 取引の仕方	76
(1) 市場取引と店頭取引	76
(2) 株式の取引	77
(3) 債券（国債、公債、社債）の取引	78
(4) 投資信託の取引	78

目次

(5) デリバティブ取引	78
3 投資教育	79
(1) 金融ケイパビリティ	79
(2) 消費者教育と投資教育	79
4 投資被害	80
(1) 投資被害と行動経済学	80
(2) 行動経済学的視点と市場理論	86

第2部 金融商品関連法の概要

第1章 金融商品取引に関する法制度の歴史	88
1 概要	88
(1) 証券取引法、商品取引所法の時代	88
(2) 金融商品取引法、商品先物取引法の時代（～現在）	88
(3) 金融サービスの民事法（～現在）	89
2 制度・実態の変化（1990年代以降）	89
(1) 制度の激変——ビッグバン（1998年～）	89
(2) 実態の激変と金融商品被害	89
(3) 再び制度激変——セカンド・ビッグバン（2007年9月30日～）	91
(4) その後の法制度の変化と最近の状況	91
第2章 金融商品取引に関する法制度の全体像	95
1 概要	95
2 広げられた有価証券概念の具体例	97
3 枠組みが変わった取引（個別法から金融商品取引法・商品先物取引法へ）	98

4 規制対象として残された部分	98
第3章 関連法の解説	100
1 概要	100
(1) 法律	100
(2) 政省令等	101
2 投資信託・法人法	101
3 銀行法	101
(1) 情報提供義務	101
(2) 説明確保措置義務	102
(3) 特定預金についての金融商品取引法準用	102
4 保険法、保険業法	103
(1) 保険法	103
(2) 保険業法	104
5 信託法、信託業法	106
(1) 信託法	106
(2) 信託業法	106
6 不動産特定共同事業法	107
7 商品先物取引法	108
8 その他の法律	108
(1) 投資事業有限責任組合契約に関する法律	109
(2) 商品投資に係る事業の規制に関する法律	109
(3) 預託等取引に関する法律	109
(4) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	109
(5) 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払 等に関する法律	109
(6) 犯罪による収益の移転防止に関する法律	110

第3部 金融商品取引法

第1章 概要と対象範囲	112
1 概要と目的.....	112
(1) 概要.....	112
〈コラム19〉 プロ間取引の規制緩和／113	
(2) 目的.....	114
2 共同規制.....	114
(1) 実効性確保のための効果的規制の考え方.....	114
(2) 共同規制の概要.....	115
(3) 刑事規制.....	116
(4) 行政規制.....	117
(5) 自主規制.....	119
(6) 民事規制.....	119
(7) 法規制の実効性確保の課題.....	120
3 対象範囲.....	121
(1) 有価証券.....	121
(2) デリバティブ取引.....	125
第2章 企業内容の開示制度	129
1 位置づけ.....	129
2 開示制度の意義.....	129
3 種類に応じた開示制度.....	130
4 発行開示.....	131
(1) 概要.....	131
(2) 場集・売出しと私募・私売出し.....	132

(3) 届出	132
(4) 目論見書	135
5 継続開示	136
6 開示義務違反	137
(1) 刑事責任（罰則の強化）	137
(2) 課徴金	137
(3) 民事責任（損害賠償責任）	137
7 開示義務違反の裁判例	138
〈裁判例4〉 山一証券持株会事件／139	
〈裁判例5〉 プロデュース事件／139	
〈裁判例6〉 エフオーアイ事件／140	
〈裁判例7〉 西武鉄道事件／141	
〈裁判例8〉 ライブドア事件／142	
〈コラム20〉 ライブドア事件／143	
〈裁判例9〉 アーバンコーポレーション事件／144	
〈裁判例10〉 アジャンドール事件／146	
8 ESG 指標の開示	146
第3章 業規制——業の登録	149
1 業規制の考え方と全体像	149
2 金融商品取引業	150
(1) 概要と共通拒否事由	150
(2) 金融商品取引業の分類別の内容	151
(3) 金融商品取引業の登録の意義と違反の対処	153
3 金融商品仲介業	154
4 登録金融機関業務	154
5 信用格付業	155
6 適格機関投資家等特例業務	156

7 高速取引行為	157
第4章 行為規制	158
1 行為規制の概要	158
(1) 金融商品取引業に共通する行為規制	158
(2) 業種別の行為規制	159
2 広告規制	161
3 勧誘禁止	162
(1) 概要	162
(2) 不招請の勧誘禁止	162
〈コラム21〉 不招請の勧誘禁止の国際的潮流／163	
(3) 勧誘受諾意思不確認勧誘禁止	164
(4) 再勧誘の禁止	164
4 適合性の原則	165
(1) 概要	165
(2) 適合性原則違反と民事責任	166
〈裁判例11〉 適合性原則／166	
(3) 適合性原則の深化	168
5 書面交付義務と説明義務、クーリング・オフ	168
(1) 契約締結前の書面交付義務	168
(2) 契約時書面交付義務	170
(3) 保証金受領書面交付義務	171
(4) 違反の効果	171
(5) 説明義務	171
(6) 説明義務違反と民事責任	171
〈裁判例12〉 ワラント事件／172	
(7) 無登録業者の格付けを用いる場合の説明義務	172
(8) クーリング・オフ	173

6	禁止行為	173
(1)	不当勧誘禁止	173
(2)	内閣府令で定める状況の禁止	174
7	損失補てん禁止と事故確認制度	175
(1)	損失補てん禁止	175
(2)	事故確認が不要な場合	175
8	分別管理されていない場合の売買禁止	176
9	保証金・証拠金を預かる場合の区別管理義務	177
10	プロ・アマ区分と行為規制	177
(1)	一般投資家	177
(2)	特定投資家	177
(3)	特定投資家に移行できる一般投資家	177
(4)	一般投資家に移行できる特定投資家	178
11	投資性の高い契約への準用	178
第5章 関係主体		179
1	市場を構成する主体	179
(1)	市場とは	179
(2)	「経済学的意味の金融商品市場」の構成者	179
2	投資者	181
(1)	投資者の分類の概要	181
(2)	特定投資家と一般投資家	181
(3)	適格機関投資家	183
(4)	適格投資家	184
(5)	機関投資家	184
3	金融商品取引所	185
	〈裁判例13〉 ジェイコム誤発注事件／187	
4	金融商品取引業協会（自主規制機関）	188

目次

(1) 概要	188
(2) 主な自主規制機関	189
5 投資者保護基金	190
(1) 趣旨	190
(2) 投資者保護基金制度の内容	190
(3) 対象となる取引	191
(4) 対象となる損失	191
〈裁判例14〉 投資者保護基金事件／192	
〈コラム22〉 金融商品取引の安全ネット／192	
6 紛争解決機関（金融ADRなど）	193
(1) ADR制度	193
(2) 金融ADR	194
(3) 金融ADRの課題	195
7 金融庁	196
(1) 権限と組織	196
(2) 準立法作用	197
(3) 行政規制	197
(4) 緊急差止命令	198
(5) 破産手続開始申立て	198
(6) 課徴金制度の運用	198
(7) 民事紛争とのかかわり	200
(8) 財務局	200
8 他の官庁（経済産業省、農林水産省、国土交通省）	200
9 証券取引等監視委員会	201
(1) 組織の概要	201
(2) 活動の概要	201
(3) 緊急差止命令	202

第6章 有価証券取引規制	204
1 概要	204
2 インサイダー取引規制	205
(1) 沿革と概要	205
(2) 内部情報に関するインサイダー取引	207
〈裁判例15〉 決定事実関係 日本織物加工株事件/209	
〈裁判例16〉 日本商事事件/210	
(3) 外部情報に関するインサイダー取引	213
〈コラム23〉 ライブドアと村上ファンドの公開買付け事件/213	
〈裁判例17〉 ニッポン放送事件/214	
〈裁判例18〉 ドン・キホーテ事件/216	
(4) 違反に対する制裁	216
(5) インサイダー取引の予防	218
3 相場操縦	219
(1) 制度の趣旨と概要	219
(2) 仮装取引、馴合取引	219
〈裁判例19〉 大阪証券取引所事件/221	
(3) 変動操作（現実取引による相場操縦）	221
〈裁判例20〉 誘引目的 藤田観光事件/221	
〈裁判例21〉 顧客の見せ玉 ネット取引見せ玉事件/222	
〈課徴金事例1〉 証券会社の見せ玉 国債先物見せ玉事件/223	
(4) 表示による相場操縦	223
(5) 安定操作	223
〈業務停止命令事例1〉 安定操作 SMBC日興証券相場操縦事件/224	
(6) 違反に対する制裁等	225
4 風説の流布、偽計、暴行・脅迫の禁止	226
(1) 沿革と概要	226

目次

(2) 風説の流布	227
〈裁判例22〉 流布 ドリームテクノロジー事件／228	
〈裁判例23〉 流布・偽計 ライブドア事件／228	
(3) 偽計	228
〈裁判例24〉 偽計 ペイントハウス事件／229	
(4) 暴行・脅迫	229
〈裁判例25〉 暴行・脅迫 ドン・キホーテ放火事件／229	
(5) 違反に対する制裁等	230
5 包括的な詐欺禁止規定	231
(1) 沿革と概要	231
(2) 不正の手段・計画・技巧	232
(3) 虚偽の表示、重要事実欠落表示による財産取得	232
(4) 虚偽相場利用の禁止	233
6 無登録業者による未公開株売付けの無効	233
(1) 沿革	233
(2) 内容	233

第4部 金融サービス提供法

第1章 金融サービス提供法の全体像	236
1 金融商品取引法と金融サービス提供法	236
2 金融サービス提供法の変遷	236
3 総則（共通規定）	238
(1) 目的	238
(2) 定義	239

第2章	金融サービス提供法における 金融商品販売等の規制 ……………	240
1	「金融商品の販売等」の規制対象……………	240
2	説明義務と損害賠償……………	241
3	断定的判断提供・確実性誤解告知と損害賠償……………	243
4	民法の適用……………	243
5	勧誘方針策定公表義務等……………	243
6	裁判例……………	244
	〈裁判例26〉 マイカル債事件／244	
	〈コラム24〉 酒販年金事件／244	
	〈裁判例27〉 中央会クレディ事件／245	
	〈裁判例28〉 高木証券事件／246	
	〈裁判例29〉 みずほEB事件／247	
第3章	金融サービス提供法における 金融商品仲介業の規制 ……………	248
1	概要……………	248
2	取扱い可能な金融サービス……………	250
	(1) 基準……………	250
	(2) 預金……………	251
	(3) 保険……………	251
	(4) 証券……………	251
	(5) 貸金業貸付け……………	253
	(6) まとめ……………	254
3	登録……………	254
4	業務……………	255
	(1) 共通……………	255

(2) 分野ごとの規制	256
5 認定金融商品仲介業協会	259
6 指定紛争解決機関	259
7 金融サービスのプラットフォーム業者	259

第5部 投資被害救済の法理論

第1章 投資被害救済の法理論に二つの道	263
---------------------	-----

第2章 契約の拘束から解放する道	264
------------------	-----

1 契約の拘束からの解放とその形	264
2 拘束からの解放の意義	265
3 拘束からの解放の形と裁判例	266
(1) 不存在	266
〈裁判例30〉 無断売買事件／266	
(2) 不成立	266
〈コラム25〉 ロコ・ロンドン貴金属取引商法／266	
(3) 無効	267
〈コラム26〉 変額保険事件／268	
〈裁判例31〉 変額保険・融資錯誤無効事件／268	
(4) 取消し	269
〈裁判例32〉 商品先物取引 消費法事件／270	
(5) 解除	270
(6) 信義則による請求権の否定・制限	270

第3章 損害賠償請求の道	271
--------------	-----

1	不法行為等に基づく損害賠償請求	271
(1)	概要	271
(2)	適合性原則違反による不法行為	271
	〈裁判例33〉 適合性原則事件／272	
(3)	説明義務違反による不法行為	272
	〈コラム27〉 生半可な表示 (half truths) は悪／273	
(4)	断定的判断提供による不法行為	274
	〈裁判例34〉 断定的判断事件／274	
(5)	過当取引による不法行為	274
	〈裁判例35〉 過当取引 一任取引事件／275	
(6)	指導助言義務違反による不法行為	275
2	金融サービス提供法等に基づく損害賠償請求	276
3	金融商品取引法の位置づけ	276
第4章 請求原因の観点からの整理		278
1	概要	278
2	説明義務違反の関係	279
3	断定的判断提供	280
4	確実性誤解告知	281
5	不実告知	281
6	選択の際に考慮すべき要素	281
(1)	過失相殺	282
(2)	時効	282
(3)	遅延損害金等の起算日、利率	283
(4)	立証の容易さ	283
7	使い方	283